

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「液体窒素容器の運搬等作業」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2026年 3月31日
- (5) 作 業 期 間：2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日
- (6) 納 入 場 所：別途仕様書指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015

所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機 関 名：公益財団法人核物質管理センター

担 当 部 署：総務部 契約課

フリガナ：イイズミ ジュンコ

担 当 者 名：飯泉 順子

電話番号：03-5816-7765

F A X：03-3834-5265

M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2025年 2月17日（月） 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）

なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類（電子メール可）

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写し（「3.(2)」参照） 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 1月29日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年1月29日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「液体窒素容器の運搬等作業」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

資格要件確認書						
契約番号	321-008		請求元課室	六ヶ所分析課		
契約件名	液体窒素容器の運搬等作業		購買区分	D		
参加者名			評価の有無	有(下記のとおり)		
評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1					請求元 課室長
	業務の実施体制					請求元 課室長
	1.2					請求元 課室長
	品質管理及び 情報セキュリティ 体制					請求元 課室長
	1.3					請求元 課室長
	コンプライアンス	①コンプライアンス違反 の有無(有の場合はどの ように改善したか。)	有・無 (有の場合は照明資料 を提出すること。)			請求元 課室長
	②不適合事象の有無 (有の場合はどのように 改善したか。)	有・無 (有の場合は照明資料 を提出すること。)			請求元 課室長	
2 技術確認事 項	2.1					請求元 課室長
	技術能力の 確認					
	2.2					請求元 課室長
	技術設備の 確認					
	2.3					請求元 課室長
	物品性能の 確認					
	2.4					請求元 課室長
物品の実績 の確認						

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄			
				判定	判定理由	判定者	
1 業務の実 管理体制等		※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 ① 〇〇の資格を有する作業員を配置できること。 ② 情報セキュリティに対する管理体制と。	〇〇資格証(写) QMS体制図		「センター記入欄」には何も記入しないでください。		
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① 〇〇の資格を有する作業員を配置できること。 ●●資格証(写) □ 証明書				
	2.2 技術設備の 確認						
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラス)で納入実績を示すこと。 納品実績表				
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)					

本書は、案件ごとに記入してください。
 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までにメールまたはFAXにて提出してください。

複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を○で囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。

液体窒素容器の運搬等作業 仕様書

2025 年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 作業数	1
6. 作業内容	1
6.1 基本事項	1
6.2 運搬等業務	1
7. 適用法規及び規定等	3
8. 提出書類	3
9. 検収条件	3
10. 業務に必要な資格	3
11. 支給品及び貸与品	3
12. 契約不適合責任	3
13. 特記事項	4
14. 総括責任者	4
15. その他	4

1. 件名

液体窒素容器の運搬等作業

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という）六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所（以下「OSL」という）で使用する分析機器の冷却用液体窒素を確保するため、液体窒素充填容器の運搬等作業について定めたものである。

受注者は対象装置及び設備の構造、機能、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108

日本原燃株式会社 六ヶ所再処理施設内指定場所

4. 納期

2026年3月31日

5. 作業数

年間作業回数：36回

6. 業務内容

6. 1 基本事項

(1) 業務期間

2025年4月1日～2026年3月31日

(2) 業務日及び業務時間

業務日は、原則、隔週の火曜日とする。ただし、長期休暇（年末年始、お盆等）を挟む場合、センターの休日及びOSLでの液体窒素の使用状況によっては、不定期で実施する場合がある。

また、業務時間は、10時30分～12時00分及び13時00分～14時30分（拘束3時間）とするが、当日の天候あるいは日本原燃株式会社 再処理施設（以下「JNFL」という）分析建屋（以下「AH建屋」という）の工事及び立入り制限等により変更することもある。

(3) 人工

受注者は、毎回4人（2班×2名）以上を本業務に従事させること。

(4) 放射線業務従事者

受注者は、JNFLの放射線業務従事者の指定を受け、JNFL AH建屋へ入域可能な入門証（JNFL発行）を所持している者を本業務に選任すること。（OSL内業務がないため、OSLの放射線業務従事者の指定は不要）

6. 2 運搬等業務

(1) 液体窒素空容器の運搬等

運搬経路については、JNFL AH建屋の工事及び立入り制限等により変更することもある。

1) 液体窒素空容器の受取り

運搬等を行う液体窒素空容器（以下「空容器」という）は、OSLで汚染検査（六ヶ所保障措置センター実施）後、JNFL AH管2番扉のAH建屋側で受け取ること。

2) 液体窒素空容器の運搬

空容器は、AH建屋のイエロー区域からグリーン区域を経由してJNFLホワイト区域まで運搬すること。

3) 液体窒素購入業者への空容器の受渡し及び液体窒素充填容器の受取り

液体窒素購入業者とホワイト区域で合流し、空容器の引渡し、液体窒素充填容器（以下「充填容器」という）を受け取ること。

4) 充填容器の運搬

充填容器は、JNFLホワイト区域からAH建屋グリーン区域を経由してイエロー区域のAH管2番扉前までに運搬すること。

5) 充填容器のOSL搬入

充填容器は、JNFLの汚染検査後、AH管2番扉からOSLへ搬入すること。

(2) 付帯業務

1) JNFLへ作業開始、終了時の連絡を行うこと。

2) 空容器をイエロー区域からグリーン区域へ運搬する際は、容器の表面密度測定（受注者実施サーベイ）を行うこと。

3) AH建屋からホワイト区域へ空容器を搬出及びAH管2番扉からOSLへ搬入する際は、JNFLへ表面密度及び線量率の測定を依頼し、その結果を確認すること。

4) JNFLで施錠管理されている扉に関しては、扉の鍵の開閉前にAH当直長等へ開閉の連絡を行うこと。なお、一部の鍵開閉は、所定業者へ依頼すること。

5) 運搬作業で関係する業者担当者との時間調整を行うこと。

(3) その他

1) 当日の作業責任者からセンター検査分析部六ヶ所分析課担当者（以下「担当者」という）へ作業の開始並びに終了の連絡を行うこと。また、本業務中に想定外事象が生じた場合には、担当者へ連絡し、その指示に従うこと。

2) JNFLの被ばく結果（ガラスバッチ等の測定結果）をセンター検査分析部六ヶ所分析課へ提出すること。

3) 本件に係る申請、調整等

本件に係る以下の申請手続き等は、センター検査分析部六ヶ所分析課が行う。

① 受注者のJNFL作業件名登録

② AH内運搬業務に係る作業票の作成、申請

③ 運搬等に係る扉開閉及び表面密度測定等の申請

④ 液体窒素業者との液体窒素購入等の調整

7. 適用法規及び規定等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 放射線同位体元素等の規制に関する法律
- (4) 高圧ガス保安法
- (5) JNFL 保安規定及び諸規定
- (5) その他、関係法令等

8. 提出書類

受注者は、以下の書類を期限までに提出すること。

No.	書類	提出時期	部数
1	作業日報	作業後 1 ヶ月以内に	1

(提出場所) センター検査分析部六ヶ所分析課

9. 検収条件

「5. 業務内容」に示す作業を完了し、「8. 提出書類」の確認並びに、センターが仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 業務に必要な資格

なし

11. 支給品及び貸与品

11. 1 支給品

なし

11. 2 貸与品

- (1) 品 名：仮置き表示、扉開放中表示
- (2) 数 量：必要数
- (3) 貸与場所：AK 建屋
- (4) 貸与時期：作業期間中
- (5) 貸与方法：手渡し

12. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1) の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

13. 特記事項

- (1) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果、その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、センター検査分析部六ヶ所分析課から保安上の指示を受けた場合は、その指示に従い行動すること。
- (3) 受注者は、本仕様書の記載事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。

14. 総括責任者

受注者は、本作業を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下、「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 現場作業者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本作業履行に関するセンター検査分析部六ヶ所分析課との連絡及び調整
- (3) 現場作業者の規律秩序の保持及びその他本作業の処理に関する事項

15. その他

- (1) 安全対策及び作業安全については、事前にセンター検査分析部六ヶ所分析課と綿密な打合せを行い、作業の安全確保に努めること。
- (2) 本契約に関わる作業において、JNFL の設備・機器等を損傷させた場合は、受注者の責任において JNFL が指定する期日までに復旧させること。

以上